

「地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える～支援から協働へ～」 －地域と子ども達の学びを支える体制づくり『ともに学ぼう』－

清須市学校支援地域本部

1 はじめに

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて、平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、平成29年には、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務となり、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子ども達の成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法も改正されました。これにより、本市においても、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて、動き出すこととなりました。

本市は、平成20年度より「学校支援地域本部」を設置し、現在は、この学校支援本部をベースに、学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築しています。

14年目となる今年度は、学校支援地域本部から地域学校協働活動へと、飛躍の年と位置付け、体制を見直し、地域学校協働活動の理念の下、地域全体で子ども達の学びや成長を支えていく取り組みができるよう、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取り組みを実施できるような体制を整えていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会全体が、長期間にわたり、「新しい生活様式」を取り入れ、生きていかなければならない状況下におかれています。

子ども達はもとより、高齢者や持病をお持ちのボランティアの方々の命を守ることを第一優先とし、活動は制限されますが、学校では、感染症対策を講じつつ、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、最大限子ども達の健やかな学びを保障し、新学習指導要領の目指す学びを着実に実現するために、スタートを切りました。

新しい時代に対応できる学びをより一層進化させる必要があります。これからの未来を生きる子ども達は、自らの人生を切り拓いていく逞しさ、その基盤ともいえる知恵や体力、人間性といった資質・能力を幼児期から義務教育段階をとおして身に付けていかななくてはなりません。そして、やがて自立したひとりの人間として心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び続けるとともに地域社会には主体的に関わり、多様な人々と協働しながら将来を創り出していく人づくりが、ますます必要となります。

本市における学校支援地域本部事業は、地域コーディネーターによるきめ細かな対応により、学校との信頼関係が構築され、学校毎に、様々な活動が展開されています。4月1日現在、230名を超える学校支援ボランティアが、登録されています。

今年度も昨年度同様、マスク着用、検温等、感染症対策を徹底しながら、対応していく予定です。

2 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成27年の中央教育審議会の答申で提言されました。

連携の体制は様々な形態があり得るため、地域学校協働本部について法律上の規定はありませんが、改正後の社会教育法の第5条及び第6条の規定では、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、地域学校協働本部の整備のための支援もその取組の一つです。

本市においては、学校支援地域本部が、構築されており、その体制を基盤として、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、活動してまいりました。

今年度は、平成 29 年に作成された「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」（参考の手引き）を、参考にしつつ、本市の実情や特性、地域と学校の連携・協働の推進状況や活動の発展段階をふまえて、地域学校協働活動を推進していく予定です。

3 地域と学校の連携・協働体制構築について

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目指します。

・本市すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討していきます。本市においては、学校評議員制度があり、十分な活用の実績があるので、この評議員制度を土台として、学校運営協議会へ移行することが、より実効性があります。

令和 3 年度については、学校運営協議会への移行準備期間とし、

令和 4 年度は、モデル校として、西枇杷島小学校・古城小学校にて実施。

令和 5 年度に、春日小学校・新川小学校・星の宮小学校・桃栄小学校。

令和 6 年度に、清洲小学校・清洲東小学校。

令和 7 年度に、西枇杷島、清洲、新川、春日中学校にて実施予定とし、令和 3 年度から令和 7 年度にかけて、5 か年計画にて、学校運営協議会へと移行していく中で、本市の特性を活かした制度が確立していくと考えられます。

西枇杷島小学校と古城小学校をモデル校として、先行実施させる理由として、平成 20 年度より活動を開始した学校支援地域本部において、「にしび地域教育協議会」を立ち上げた実績があり、地域コーディネーターが複数配置されていることから、スムーズに移行できると判断いたしました。

・地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指します。

(2) 地域学校協働活動の実施

学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組みます。

令和 4 年度に、学校支援地域本部から地域学校協働本部に移行するため、令和 3 年度を、移行準備期間といたします。

4 コーディネート機能

サブコーディネーターを、2名増員し、今年度は、統括コーディネーターを含め、22名のコーディネーター体制で、臨みます。コーディネーター会議や研修会等の機会を設け、スキルアップに努め、コーディネート機能を充実していく予定です。また、各学校2名以上の配置を目指し、引き続き、コーディネーターの増員に努めます。

5 多様で、継続的な活動の推進

(1) プログラミング教育への支援

平成27年度より、愛知県委託事業「シニア地域デビューモデル事業」において、取り組んだビジュアルプログラミング言語「ビスケット」を用いたプログラミング学習を継続的に推進しています。

今年度も、昨年度に引き続き、土曜子ども教室(サタデーキッズ)にて、開催予定です。

また、プログラミング学習推進のためには、専門的知識を有する学習支援ボランティアが、必要になるため、学校支援ボランティアプログラミング養成講座を開催し、専門的学習支援ボランティアの育成にも努めてまいります。

(2) 「親子わくわくプラザ」(子ども食堂)の開催

すべての子ども達が、それぞれの輝く未来に向けて、夢と希望を持って成長できるよう、「学び」「食」「あそび」の3つを1つの事業として展開していくことで、地域にある様々な機関・団体等や、世代を超えた地域ボランティアと連携を図ることができ、子どもを中心とした地域の絆づくりへと発展させることができると考え、地域コミュニティの場所をつくることによって、

- ・子どもの居場所づくり
- ・子育て中の母親支援
- ・大人のたまり場を、

目指す「親子わくわくプラザ」(子ども食堂)の開催を予定しています。

① 幼児期からの、発達段階に応じた「学び」の場の提供

学習支援については、学校支援ボランティアの中から特に、リーダーとして教員OBに依頼。

幼児については、子育てネットワークわくわくに依頼。

② 「食」の提供とともに、親子と地域をつなぐ居場所の提供

食事の提供については、地域ボランティアグループ「にしび友愛給食会」が主となり、千春会や、ボーイスカウト等、地域の多様なボランティア団体に協力を依頼。

③ 絵本の読み聞かせや、コンサート、茶道教室、プログラミング教室等、多様な文化や、運動等の機会の提供。

プログラムを実行する上で、学校支援ボランティア、地域ボランティア、スポーツ推進員等へ協力依頼することにより、地域との協働体制の礎となります。

6 学校における学校支援ボランティアの継続的な活動

(1) 読書活動推進の支援

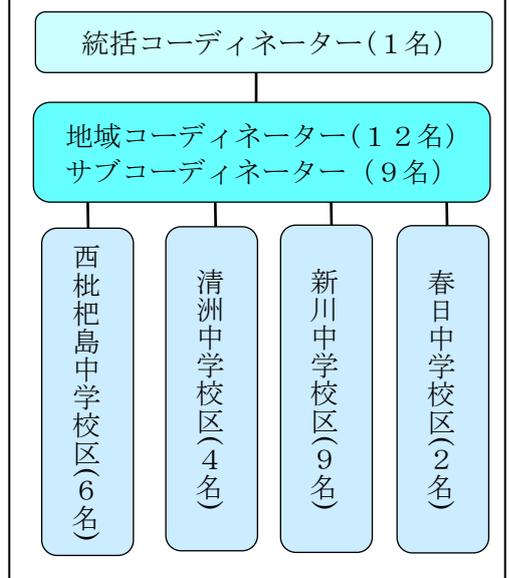
本市における学校支援地域本部事業は、清須市立図書館開館以来、図書館と連携し、公立図書館の資料を市内の学校に貸し出し、読書活動推進の支援に力を入れています。

今年度は、図書館との連携事業を「学校配本」として、市内全ての小中学校への貸し出しを推奨してまいります。

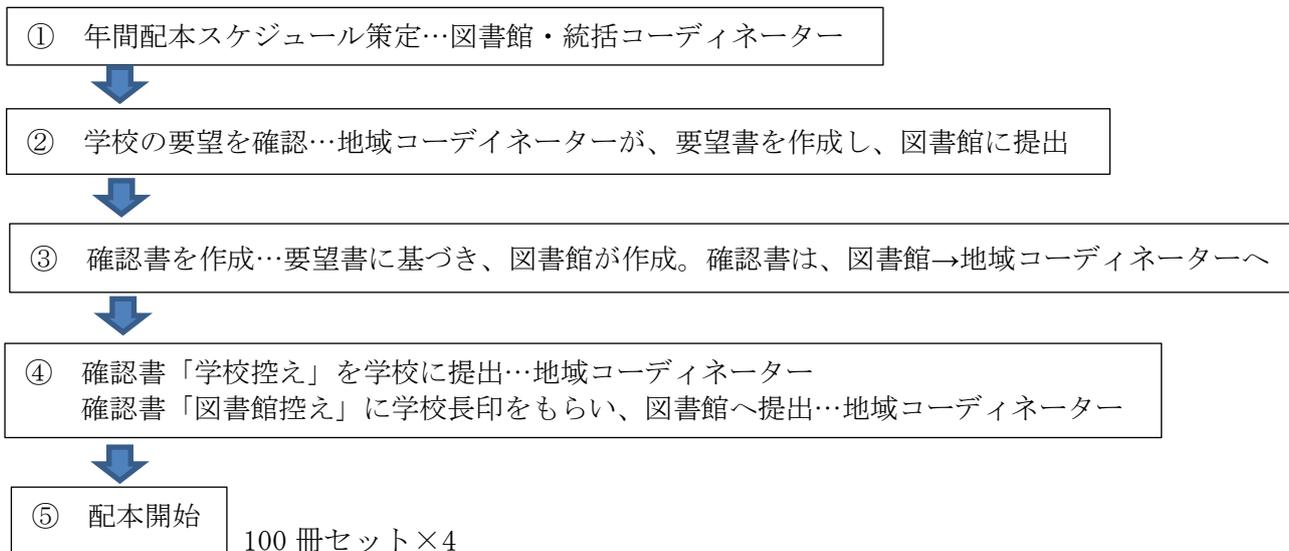
ほぼ全小中学校で行われている図書修繕、図書室の整備等は、子ども達と、直接関わることもないことから、感染症対策を講じ、感染拡大を予防する新しい生活様式を取り入れ、密閉、密集、密接を避け、社会的距離ソーシャルディスタンス(相手との距離を2m程(最低でも1m))を、取りながら活動いたします。

図書館連携「学校配本」については、「読書支援」と、「授業用貸出支援」を、2本の柱として展開していきたいと考えています。

◆体制図



◎「読書支援」については、図書館にて、中学校用 400 冊小学校用 400 冊を、予めセットとして、準備しており、年間配本スケジュールに基づき、確認がとれた学校より、順次開始していく予定です。



①清洲中・西枇杷島中		②新川中・春日中	
配本日	返却日	配本日	返却日
5/24(火)	7/27(火)	6/18(金)	7/27(火)
8/24(火)	10/26(火)	8/24(火)	10/21(木)
10/26(火)	11/24(水)	10/27(水)	11/19(金)
11/24(水)	1/25(火)	12/1(水)	1/21(金)
1/25(火)	3/24(木)	1/27(木)	3/24(木)

※清洲中学校「きよ丸文庫」西枇杷島中学校「きずな文庫」として活動

※6/18 は、春日中(75 冊)のみ

○小学校について 100 冊セット×4 4 校を 1 グループとして、2 グループで、配本

①清洲東・星の宮・西枇杷島・古城		②新川・桃栄・春日・清洲	
配本日	返却日	配本日	返却日
8/24(火)	9/28(火)	10/5(火)	10/26(火)
10/28(木)	11/24(水)	12/1(水)	12/24(金)
1/12(水)	2/18(金)	2/22(火)	3/24(木)

※春日小 5/24～7/27 西枇杷島小・古城小・星の宮小 6/18～7/27 貸し出し中

※2 学期以降の 100 冊セットについては、低学年・中学年・高学年セットを配本予定

桃栄小 75 冊清洲小 125 冊で、調整中

◎「授業用貸出支援」について

次年度以降、貸し出し可能なセットの内容を予め全学校に伝え、年間計画に基づき配本したいという図書館の意向をふまえ、今年度は、学校にとって必要なものは、どのようなものなのかを、地域コーディネーターにリサーチをお願いしています。

今年度の「授業用貸出支援」についても、随時、申し込み可能です。

「読書支援」の流れと同様に、地域コーディネーターが、学校の希望をより具体的に聞き取り、要望書を作成いたします。

運搬については、8/24・9/28・10/5・10/21・10/26・10/27・10/28・11/19・11/24・12/1・12/24・1/12・1/21・1/25・1/27・2/18・2/22・3/24 のいずれかを配本返却を行うことにより、「読書支援」と同様の運搬が可能です。

「読書支援」「授業用貸出支援」ともに、地域コーディネーターが介在することにより、学校支援地域本部事業として、図書館からの運搬が可能となります。今年度は、図書館が、「赤帽」と契約し、学校までの運搬を請け負っています。

要望書の内容例

小学1年…国語(どうぶつの赤ちゃん)
小学3年…総合(防犯・防災)、生き物を調べる
小学4年…総合(車いす、点字、手話、認知症)、社会(日本の伝統文化、伝統工芸)
小学5年…国語(グラフや表のある資料を使った文書作成)、総合(過ごしやすい町の工夫)
小学6年…総合(キャリアデザイン)(修学旅行の事前学習)、
家庭科(献立作り)、図画工作(名画鑑賞)

その他、学年を問わず、読書週間用の読み物(特に教科書に掲載されている本の要望多)

・ どのような単元で、どのようなテーマで、最低何冊必要か？

地域コーディネーターにとっては、学校の負担にならない活動を試みなければならず、新たに始める学校への説明も上手くできるか不安に思っている地域コーディネーターもいます。この学校配本事業を機に、地域コーディネーターと学校、地域コーディネーターと図書館との、連携が進むことが、協働活動への大きな一歩となると期待しています。また、地域コーディネーター複数体制についても、さらに進むことを願っています。

(2) 防災教育推進支援

①大型紙芝居「忘れない東海豪雨」の実演

西枇杷島小学校(9月17日)と古城小学校(11月19日)において、実演予定

今年度も昨年度同様、体育館での三密を避け、6年生の有志が実演し、1年生が、鑑賞するスタイルにて、実施予定です。学校支援ボランティアが、それぞれの上演をDVDにして、当日見ることのできなかつた学年に配布するという形をとりたいと考えています。

②防災訓練の補助

西枇杷島中学校にて3月中旬実施予定

(3) その他の支援

清洲小学校では、身体測定、視力検査、内科健診、耳鼻科健診、就学時健診、校区探検の付き添い補助を、予定しています。

清洲東小学校では、週末の植木鉢の水やり作業を予定しています。

星の宮小学校では、校外学習時の付き添い、除草作業等を計画中です。

7 地域学校協働活動を推進する体制の整備

(1) 連携協力体制の整備

・社会教育法第5条第2項及び第6条第2項では、教育委員会は地域住民等と学校との連携協力体制を整備することについて規定しています。このため、まずは、教育委員会における担当部署と責任者、首長部局の関係部署との役割分担を明確にするとともに、関係者との継続的な連絡体制を整備することが重要です。

・地域学校協働活動の推進には、教育委員会において社会教育や生涯学習を担当する生涯学習課と学校教育を担当する学校教育課の連携・協働が大切です。連携・協働の手法としては、それぞれの特色や実情に応じて、定期的な会議や打合せの実施、両者の共催による研修の実施等が考えられます。

・地域学校協働活動の実施に当たって、教育委員会において、社会教育法第9条の7に規定する「地域学校協働活動推進員」や、活動に参画する地域ボランティアの身分、権限、責任、役割分担等について明確にしておくことが重要です。その上で、これらの者に適切な人材を得られるよう、人材の発掘や選任の方法や、事前説明、研修等の仕組みを整備しておくことも大切です。

現在活動している地域コーディネーターを中心に、さらなる機能強化と、中長期的な視点に立って、新たな形での配置を検討していきます。

(2) 地域と学校における将来構想(ビジョン)の共有、目標設定及び計画の策定

・将来構想の共有・目標の設定

地域学校協働活動の推進においては、具体的な体制整備や普及啓発に取り組むことが必要ですが、本市における地域づくりや教育政策の方針等を踏まえ、どのような地域を創っていくのか、そのために地域でどのように子供を育てていくのかという将来構想(ビジョン)を検討し、明確にすることも重要です。清須市のまちづくりの基本理念・・・「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」を掲げ、教

育のみならず地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する幅広い部局で検討し共有することが期待されます。

(3) 地域の特色をふまえた計画の策定

・将来構想・目標の達成に向けて、教育委員会は、地域における地域学校協働活動の推進のために取り組むべき施策についての計画（推進計画）を策定し、関係者で共有することが効果的です。この推進計画で目標を達成するために、どれくらいの期間でどのような施策や取組を行うのかを具体的に示すとともに、特に重点的に行うべき施策等を示すことなどの工夫が考えられます。

(4) 活動場所の確保

・地域学校協働本部による活動を継続的・効果的に行うためには、地域学校協働活動推進員などのコーディネーターや地域ボランティア等の打合せのための事務・作業スペースをできるだけ確保することが望まれます。恒常的に推進員や地域ボランティアが集まることのできる場があることにより、人や情報が集まりやすくなり、地域連携担当の教職員と推進員の連絡・調整の円滑化にも寄与することが期待されます。

現在、西枇杷島会館1階にて、会議室を確保しています。西枇杷島会館2階事務所には、直通電話、コピー機等が、すでに設置されており、PCを持ち込むことにより、地域学校協働本部としての、機能が果たせると考えます。

(5) 放課後子供教室について

・本市においては、市長公約の下、全小学校において、放課後子供教室が実施されていますが、今後は、地域住民等との連携・協働を促進し、地域における地域学校協働活動の目標や計画を踏まえて、学習・体験プログラムを実施していくことが重要です。伝統文化体験や郷土学習、昔遊び等を取り入れたり、子供の教育にとって重要な体験プログラムや学習支援等の充実を図っていくこと等が考えられます。

・放課後等の学習・体験活動の実施を通じて、地域住民等が子供たちと学校の教育活動外の時間帯に接することは、子供たちの放課後等における豊かな学びにつながるるとともに、子供たちの多様な側面を地域の住民等が理解することにもつながります。

・政府では、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえつつ、共働き家庭の子供たちの生活の場である放課後児童クラブ（学童）と放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子供たちの放課後の学習・体験活動を充実する等、総合的な放課後対策を推進しています。教育委員会は、政府の政策動向にも留意しつつ、各種補助制度等も適宜活用して、放課後児童クラブを所管している子育て支援課と連携・協働し、放課後等の学習・体験支援活動のプログラムの企画段階から放課後児童クラブの関係者と連携して、充実した体験・活動プログラムを企画し、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができるような連携方法を検討・実施していくことが期待されます。

・本市においては、児童館内における放課後児童クラブ（学童）の歴史が古く、共働き家庭の生活の場として、定着しているため、放課後子供教室を利用する子供の中には、学校がある日は、放課後子供教室へ、夏休み等の長期休日は、放課後児童クラブ（学童）を、利用する子供も、少なからずいます。両方を使い分けることは、大人の観点からは、とても良い方法であると考えられる一方、低学年の子ども達にとっては、とまどうことも多く、安心・安定な居場所づくりとは、言い難い状況です。

放課後児童クラブ（学童）は、児童福祉法をもとに①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業となっています。

一方、放課後子供教室は、すべての子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

低学年における学習習慣の定着は、確かな学力への礎となります。地域学校協働活動の下での、放課後子供教室では、地域住民が環境学習、防災学習等を通じて地域を支える活動や、まちの歴史・

文化を学ぶ体験活動等、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、家族や地域のきずなを深める「学びあい、支えあう」学習活動を推進し、地域の活性化を促進することができます。

地域における子どもの安全確保を図ることは、地域における教育力を考える上で必要不可欠なことであり、地域の大人の協力を得て、防犯ボランティア活動を一層推進することもできます。

地域の教育力の向上に果たす文化・スポーツの役割も重要であり、地域における伝統文化の継承などの文化活動や、誰もがいつまでもスポーツ活動に親しむことができる環境の整備などもさらに推進することが、できます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策と、仮設児童館対応のために、清洲小学校において、放課後児童クラブ（学童）と、放課後子供教室の両事業を、小学校内で一体的に実施することができないかという検討に入っています。将来的には、全ての小学校区において、放課後児童クラブ（学童）と、放課後子供教室の両事業を、一体化することで、清須市全体の教育力の向上が、見込めます。

8 学校運営協議会との効果的な連携

・学校運営協議会は、地方教育行政法第 47 条の 6 に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みとして設置されるものです。地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が機能することにより、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、幅広い地域住民の参画により、子供たちの成長を支える活動の活性化につながるなど、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されています。

・平成 27 年 12 月の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プランを踏まえ、平成 29 年 3 月に地方教育行政法が改正され、学校運営協議会において、学校運営に関する協議のみならず、学校が必要とする支援についても協議することとなったほか、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う方を委員として追加するなどの制度の見直しが行われました。

・地域学校協働本部が学校運営協議会と効果的に連携することにより、以下のような効果が期待できます。

○学校運営の改善と連動した地域学校協働活動の推進

○地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制の確立

○子供の教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり

・地域学校協働本部と学校運営協議会が整備・設置され、両輪となって、地域と学校との連携・協働が推進されていくことが望めます。両者が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。

9 おわりに

地域学校協働活動への整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の 3 要素を必須とすることが重要とされています。本市における学校支援地域本部事業は、「読書活動推進の支援」と「防災教育」を、大きな 2 本の柱として、また、この 3 要素に着目し、今年度も活動していく予定です。

特に、「読書活動推進の支援」として、清須市立図書館からの定期的配本事業「学校配本」を本格化させていきたいと考えています。

また、平成 31 年 1 月に取りまとめられた、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（中央教育審議会（文部科学省））においては、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化においては、これまで教師が担ってきた業務において、

・「基本的に学校以外が担うべき業務」として、

① 登下校に対する対応

② 放課後から夜間などに対する見回り、児童生徒が補導された時の対応

③ 学校徴収金・管理

- ④ ボランティアとの連絡調整
- ・「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、
- ⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等）
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア等）
- ⑦ 校内清掃（輪番・地域ボランティア等）
- ⑧ 部活動（部活動指導員等）

業務の在り方に関する考え方が、整理され、その業務内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が、担うべきと明記されました。

地域学校協働活動の推進を通じて、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な地域社会の発展や活性化を推進するための大きな原動力となります。

学校支援地域本部から地域学校協働活動へと、発展させるために体制を見直し、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取り組みを実施できるような体制を整えていきたいと考えています。